

おしめ、下着等の繊維製品及びくつ墨、家庭用接着剤等の 家庭用品への有機錫化合物の使用は禁止されています



平成 28 年 4 月 1 日付で有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則(昭和 49 年厚生省令第 34 号)の一部が改正・施行され、トリブチル錫化合物、トリフェニル錫化合物について基準値が明確に示され、試験方法も新たにガスクロマトグラフィー質量分析法が採用されました。

トリブチル錫化合物、トリフェニル錫化合物は、繊維製品や一部の化学製品などで防菌防カビ剤として使用されているおそれがあります。

規制物質	対象となる家庭用品	使用用途	規制値
トリフェニル錫化合物 (TPT)	○繊維製品 おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、 下着、衛生バンド、衛生パンツ、 手袋及びくつした	防菌防カビ剤	錫として 1.0 $\mu\text{g/g}$ 以下 (TPT として 3.25 $\mu\text{g/g}$ 以下)
トリブチル錫化合物 (TBT)	○化学製品 家庭用接着剤 家庭用塗料 家庭用ワックス くつ墨及びくつクリーム		錫として 1.0 $\mu\text{g/g}$ 以下 (TBT として 2.75 $\mu\text{g/g}$ 以下)

トリブチル錫化合物、トリフェニル錫化合物以外の有機錫化合物の測定もご相談ください。

また対象となる家庭用品以外の製品についても検査を受付けております。

お気軽にご相談ください。

お問い合わせはこちらまで ☎

一般財団法人 日本文化用品安全試験所 (ブンカケン)
東京事業所 化学分析センター TEL:03(3829)2515
E-Mail: kagaku-tokyo@mgsi.or.jp



大阪事業所 化学分析部 TEL:072(968)2228
E-Mail: kagaku-osaka@mgsi.or.jp